平成２７年（フ）第２２６号
宮城県名取市増田７丁目３－23マイタウン名取Ａ－８
破産者　有限会社共同冷熱工業
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗453番地
破産者　有限会社稲富ファーム
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３８号
佐賀県武雄市北方町大字志久1568番地３
破産者　有限会社マーカー
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５３１号
北海道美唄市大通西１条南５丁目１番１号
破産者　有限会社永桶
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３２号
北海道美唄市西４条南１丁目２番22号
破産者　亡永桶裕明相続財産
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０５号
仙台市宮城野区榴岡１丁目７番８号ＡＤビル
破産者　ユニオンツアーコンサルティング有限会社
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
山形県新庄市東谷地田町11番地の８
破産者　株式会社きもの織商
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第１２６５号
名古屋市中村区日比津町３丁目９番18号
破産者　マサ工業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２６６号
名古屋市西区城西４丁目17番18号　ファースト吉川307号
破産者　株式会社昭光
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４７８号
大阪府門真市下島町14番９号
破産者　株式会社リブ土地建物
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５０７号
（最後の住所）大阪市此花区西島４丁目１番18―607号
破産者　被相続人亡工藤敏昭相続財産
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５３９号
大阪市城東区今福南２丁目１番11号
破産者　ニューライフ・クリーナー株式会社
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０５号
大阪府東大阪市菱江５丁目11番15号
破産者　株式会社ＷＩＳＤＯＭ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９０号
大阪府東大阪市友井２丁目９番16号
破産者　有限会社ｙｅｓ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２８号
大阪市城東区成育４丁目４番６号
破産者　株式会社旭東
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２９号
大阪市城東区成育４丁目４番６号旭東市場内
破産者　旭東市場商業協同組合
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町７番11号
破産者　ワキタ総合印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４号
北海道苫小牧市高砂町１丁目１番１号
破産者　株式会社工藤建設
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２８号
北海道北見市桂町１丁目209番地16
破産者　有限会社信清商店
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
北海道北見市西富町１丁目１番７号
破産者　株式会社働く喜び未来クリエィション
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
茨城県龍ケ崎市平台５丁目４番地22
破産者　有限会社エース商会
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
東京都町田市小山ヶ丘４丁目10番１、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市相原町298番地１
破産者　有限会社ビーサン屋
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部